

2023年度 入学試験問題（第1回）

社 会

満点

50点

試験時間（社会・理科合わせて）60分

注 意

1. 試験開始の指示があるまで問題用紙を開けてはいけません。
2. 答えはすべて解答用紙の指定された欄に記入下さい。
3. 筆記用具類の貸し借りは禁止します。
4. 試験中に質問があれば静かに手をあげて監督者を呼びなさい。
5. 問題用紙の余白は下書きや計算などに利用してもかまいません。
6. 試験終了後指示があるまで着席をして待ちなさい。

受験番号		氏名	
------	--	----	--

1 次の文章を読んで、以下の問いに答えなさい。

① ^{かんとう}秋田竿燈まつり（8月3日～6日）

② ^{あきた}秋田県秋田市でおこなわれる秋田竿燈まつりは、ねぶたまつりなどと同じく、「ねむりながし^{*}」のひとつです。

秋田では、ねむりながしのことを「ねぶりながし」といって、もともとは七夕の行事として、願い事を書いた短冊をかざったササタケやネムノキをもって町を練り歩き、最後に川に流していました。

それが、お盆に^{ちようちん}提灯をかざって先祖をむかえていたことと結びつき、いまの竿燈まつりようになったのだそうです。③ 竿燈の形はイネの穂の形をあらわし、豊作の祈りがこめられているともいわれます。

それぞれの町内で、提灯に町名や町の^{もん}紋をしるし、100以上の竿燈が通りに並びます。

竿燈は、大きいもので10メートルほどの長さの太いタケ竿に46個の提灯がついています。重さは約50キログラムです。これを、額、肩、手先、腰にのせて上手に運ぶことを競います。

短くて軽い、④ こども用の竿燈もあります。

◎ねむりながしの行事は青森県のさまざまな地区だけでなく、秋田県秋田市、⑤ ^{能代市}能代市などの東北地方や、富山県、新潟県、栃木県などでも、「七夕／暑気ばらい／先祖の霊のまつり」が結びついた行事としておこなわれています。七夕が単なる星まつりでなく、農耕に関する行事や夏季の健康衛生、「盆はじめ」が混じりあった行事であることにつながります。

^{すいま}
*1 夏の睡魔をはらう行事

かこさとし『こどもの行事 しぜんと生活 8月のまき』（小峰書店・2012年）

※^{ただ}但し、出題の都合により、本文の内容を尊重しつつ一部編集を加えています。

問1 下線部①に関して、竿燈まつりの主会場になった場所として適当なものを、次の地形図1中のア～エから一つ選び、記号で答えなさい。問題を解く際は、次のA君とB君の会話を参考にする。なお、地形図1は出題の都合により拡大してあります。

A 秋田の竿燈まつり見てきたよ。提灯の明かりがついた竿燈がたくさんあがっていて、とても綺麗だったよ！ 話によると200本以上あったらしいよ！

B うらやましいなあ。竿燈って大きいものだとか10mぐらいあるんでしょ。広い公園とかでやったの？

A いや、秋田駅周辺の道路でやってたよ。

B えっ、そうなの？ 地図見ながら会場の場所を予想してみよう。駅の東側？ 西側？

A 秋田駅西口側だね。

B なるほど、ある程度大きい通り…。美術館に面している通り？

A あ、そこの道ではなかったよ。

B うーん。郵便局や消防署は近くにあった？

A えっと…郵便局はあったけど、消防署はなかったかな。

B じゃあ、この市役所に面している通りかな？

A あ、そこは竿燈が集まる待機場所だったけど、主会場ではなかったかな。

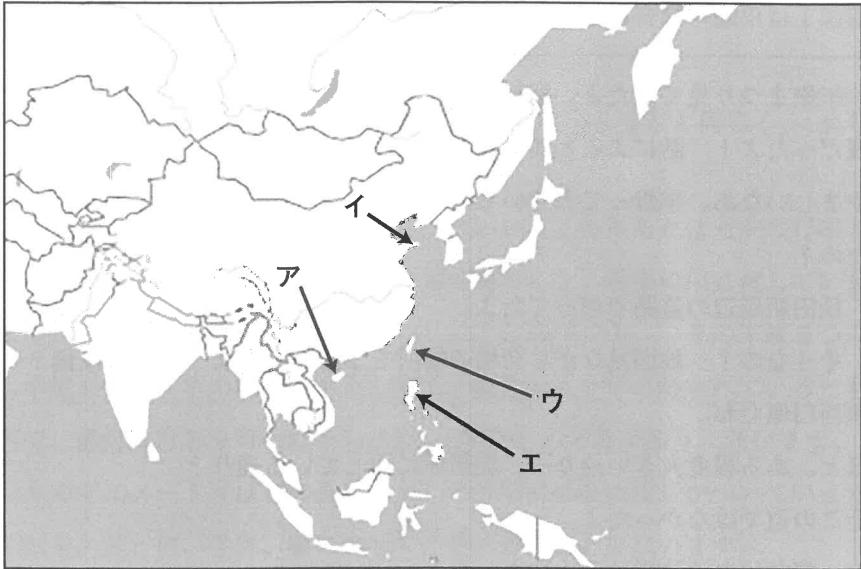
B ということは、この通りかな？ ここで200本以上の竿燈があがるのはすごいなあ。



地形図1

電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成しています。

問2 下線部②に関して、近年、秋田県には台湾から多くの観光客が訪れています。台湾の場所を示したものを、下の地図2中のア～エから一つ選び、記号で答えなさい。



地図2

Esri, HERE, Garmin, FAO, NOAA, USGS
※但し、原図を加工して作成しています。

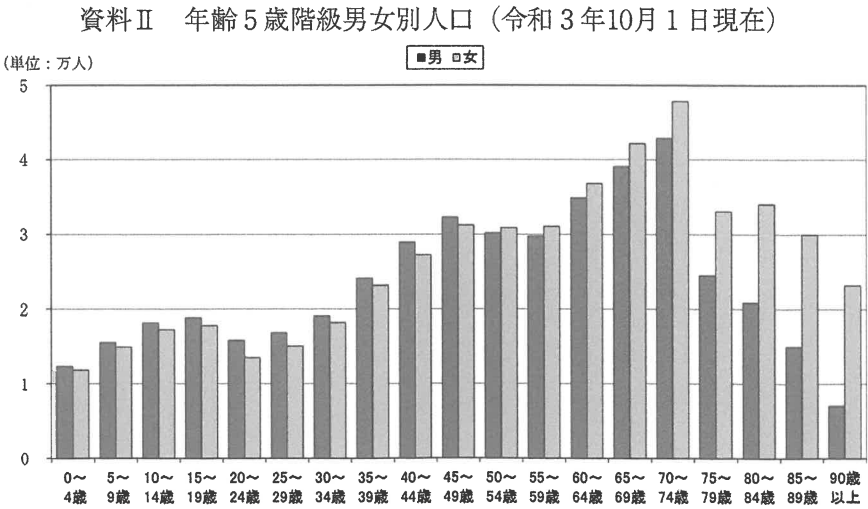
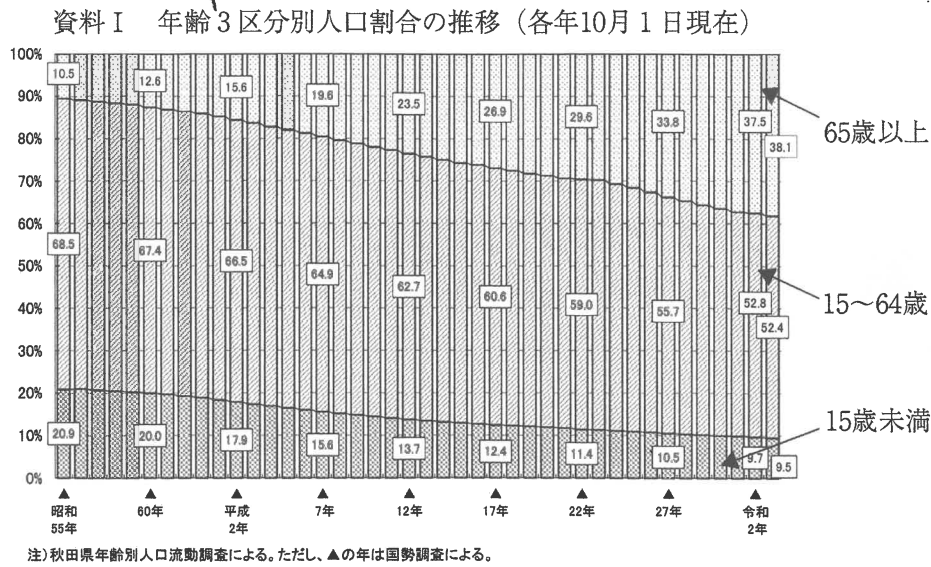
問3 下線部③に関して、次の文章は秋田県の稲作について述べたものです。空欄（ A ）・（ B ）に当てはまる語句を漢字2字で答えなさい。

秋田県内のさまざまな場所で稲作は行われていますが、有名な場所のひとつが「八郎潟」です。八郎潟は元々湖で、江戸時代から幾度も開発の話が持ち上がっていましたが、財政やその他の事情により実施には至りませんでした。昭和31年に、戦後の食糧不足を解消するため、八郎潟の湖面積の約80%が（ A ）地となるよう事業が進められ、農地を増やす動きが始まりました。（ A ）とは、開発予定地を堤防で区切り、堤防内の水を排水することで、新たに陸地を作り出す方法です。さまざまな困難を経て、昭和52年に事業は完了し、多くの農地が作り出されました。

東北地方の稲作というと、やませのことを思い浮かべる人も多いかもしれません。やませは、主に東北地方の太平洋側に6～8月に吹く冷たく湿った風のことです。やませが続くとイネの成長に悪影響を及ぼしますが、秋田県ではこの風が「宝風」という良いものとして語られることもあるようです。これは、やませが東北地方の中央を南北に走る（ B ）山脈にぶつかり、山を越えるときに暖かい風になることで、日本海側で気温が上昇し、イネの生育に適した気温になるためです。

問4 下線部④に関連して、資料Ⅰ・Ⅱから読み取れることについて述べた文X・Y・Zを読み、内容が正しい場合は「○」、誤っている場合は「×」、正誤の判断がつかない場合は「E」と答えなさい。

- X 昭和55年から令和3年にかけて、秋田県の15歳未満の人口は減少している。
Y 令和3年10月1日現在、秋田県にいる10～14歳の男女の人数を合計すると、4万人を超えている。
Z 令和3年10月1日現在、秋田県の5～9歳の人口は、総人口の2%を下回っている。



秋田県企画振興部調査統計課
「令和3年秋田県の人口（令和3年秋田県年齢別人口流動調査報告書）」
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/44493>
※但し、原図を一部加工して作成しています。

問5 下線部⑤に関して、次の文章は、能代市と木材産業について述べたものです。文章と図3・4を参考に、能代市に町が形成された背景を、空欄（ C ）に当てはまるように書きなさい。

^{ひやま}檜山安東氏によって行われた能代のまち立て。その大きな理由は、（ C ）とされています。安東氏は豊臣秀吉に秋田杉を献上。伏見城築城や朝鮮出兵の際の軍船などに使われました。戦国時代から、秋田杉は用材としての優れた性質が認められ、多くの武将から築城や城下町構築のために用いられました。

能代木材産業連合会『木都・能代「木と生きる街」』

<https://www.shirakami.or.jp/~mokusanren/data/mokutonomokuto21.pdf>

※但し、出題の都合により、本文の内容を尊重しつつ一部編集を加えています。

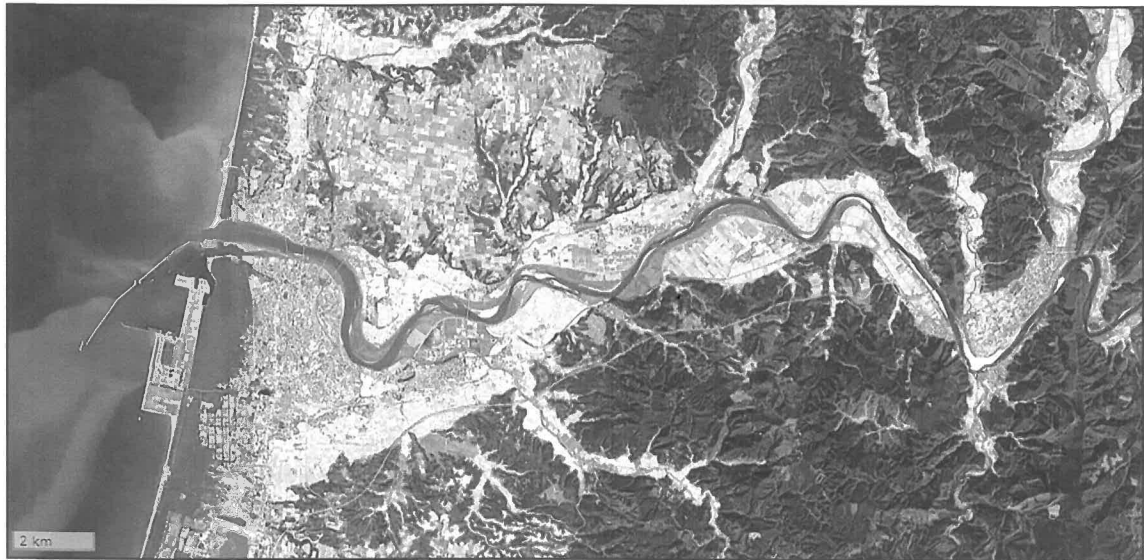


図3 能代市周辺の航空写真



図4 能代市の位置

図3・4「地理院地図（電子国土Web）」
※但し、図4は原図を一部加工して作成しています。

2 太郎くんは歴史の復習をするため、重要人物と関連する資料をカードにまとめることにしました。次はその一部です。これらに関する以下の問いに答えなさい。(資料は分かりやすくするために一部書き変えてあります。)

【人物カードⅠ】

・倭王の武	・武が大王であったころ、ヤマト（大和）政権は、九州地方から①関東地方までを勢力下においていた。 ・倭王としての地位と朝鮮半島南部の軍事的な指揮権を、中国の皇帝に認めてもらうために、中国に使者を送った。
-------	---

【資料カードⅠ】

私の祖先は、みずからよろいやかぶとを身につけ、山や川をめぐり、休むことがありませんでした。そして東は55国、西は66国、さらに海をわたって95国を平定しました。

問1 【人物カードⅠ】中の下線部①について、倭王の武は、ワカタケル大王と同一人物と考えられています。ワカタケル大王の名が刻まれた鉄剣が発見された埼玉県きぎの古墳として適当なものを、次のア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

- ア 大仙（山）古墳
- イ 江田船山古墳
- ウ 箸墓古墳
- エ 稲荷山古墳

問2 倭王の武が中国に手紙を送ったのは何世紀のことですか。適当なものを、次のア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

- ア 3世紀
- イ 4世紀
- ウ 5世紀
- エ 6世紀

【人物カードⅡ】

・聖武天皇	・仏教の力によって国を守ろうとし、仏教を厚く保護した。国ごとに国分寺をたて、さらに都に大仏をつくる命令を出した。 ・遣唐使を派遣し、唐の制度や文化を取り入れた。
-------	---

【資料カードⅡ】

天下の富をもつ者は私である。天下の力をもつ者も私である。この富と力をもってすれば、事は成りやすいが、大仏に心をこめることは難しい。

問3 聖武天皇の遺品が収められた、東大寺の校倉造の建物を何といいますか。漢字3字で答えなさい。

問4 【資料カードⅡ】の命令が出された743年には、土地制度に関する新しい命令も出されました。その内容を20字程度で説明しなさい。

【人物カードⅢ】

・藤原道長	・娘を天皇のきさきとし、生まれた子を天皇にすることで、長い間、政治の実権を握った。自分の権力を満月に例える歌をつくった。 ・宋とは正式な国交はなかったが、宋の商人が来日し、交易を行った。
-------	--

【資料カードⅢ】

この世をば わが世とぞ思ふ もち月の かけたることも なしと思へば

問5 藤原道長が【資料カードⅢ】の歌をよんだのは何世紀のいつ頃のことですか。適当なものを、次のア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

- ア 10世紀前半
- イ 10世紀後半
- ウ 11世紀前半
- エ 11世紀後半

【人物カードⅣ】

・徳川家光	・将軍の力を強め、江戸幕府の基礎を固めた。武家諸法度を改め、参勤交代を義務化した。 ・中国とは貿易をするが、② <u>海外との貿易を制限し、鎖国政策をすすめた。</u>
-------	---

【資料カードⅣ】

毎年、四月に参勤しなさい。近ごろは参勤交代の人数が多すぎるので、少なくしなさい。

問6 【人物カードⅣ】 中の下線部②について、次の a～c の出来事を古い順に並べたものとして適切なものを、次のア～カから一つ選び、記号で答えなさい。

- a 日本人の海外渡航と帰国を禁止する。
- b 天草・島原一揆（島原の乱）が起こる。
- c ポルトガル船の来航を禁止する。
- ア a→b→c イ a→c→b ウ b→a→c
- エ b→c→a オ c→a→b カ c→b→a

3 次の写真とその説明文に関して、以下の問いに答えなさい。



【写真】

出典：国立国会図書館「近代日本人の肖像」
<https://www.ndl.go.jp/portrait/>

【写真の人物の説明文】

1871年に日本を出発した①岩倉使節団とともに数え年8歳でアメリカに渡る。アメリカで学び、1882年に帰国。帰国後は女子教育に力をつくす。②1889年に再びアメリカに渡り、1900年に女子英学塾を設立。2024年発行予定の新5000円券の肖像に選ばれる。

問1 写真の人物の説明文を参考にして、写真の人物名を漢字で答えなさい。

問2 説明文中の下線部①について、岩倉使節団に関して述べた文X・Yの正誤の組み合わせが適切なものを、次のア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

- X 岩倉使節団は、徴兵令を出し地租改正を実施するなど、国内政治を整えてから、出発した。
- Y 岩倉使節団は、薩摩出身の大久保利通・西郷隆盛と長州出身の木戸孝允が加わっていた。
- ア X：正 Y：正 イ X：正 Y：誤
- ウ X：誤 Y：正 エ X：誤 Y：誤

問3 説明文中の下線部②について、1889年の出来事として適切なものを、次のア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

- ア 内閣制度がはじまる。 イ 大日本帝国憲法が発布される。
- ウ 治外法権の撤廃に成功する。 エ ノルマントン号事件がおこる。

4 次に示す論考は、亀井源太郎「SNSと刑事法——侮辱罪を中心に」『法学教室8月号』（有斐閣・2022年）です。これを読み進めつつ、以下の問いに答えなさい。なお、出題の都合により、引用に際して本文の内容を尊重しつつ一部編集を加えています。

SNSは面白い。有名人の意外な一面に触れ、親しみが増すことがある。懐かしい友人と物理的な距離を超え旧交を温めることもある。コロナ禍で人との繋がりが制約される中、SNSを通じた他者との交流に救われることも少なくない。悩みを抱える人々が、SNSを通じて同じ悩みを持つ知己を得て一歩を踏み出すこともある。

しかし、SNSには怖い面もある。とくに考えなしに呟いたことが「炎上」することもある。日常生活ではまず経験しないであろう苛烈な批判に接することもある。顔も知らぬ人々からいわれのない誹謗中傷を受けることもある。

令和4年の通常（A）で審議され成立した①刑法等の一部を改正する法律案のうち侮辱罪法定刑引き上げに関する部分は、SNSの負の側面にかかわる。極めて残念なことにSNS上での誹謗中傷は絶えず、令和2年にはリアリティ番組の出演者が誹謗中傷を受け自殺するという痛ましい事態も生じた。侮辱罪の法定刑引き上げは、法制審議会による答申を経て、「近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げる必要がある」として、（A）に上程されたものである。

問1 2カ所の空欄（A）に共通して入る語句を漢字で答えなさい。

問2 下線部①に関連して、次のア～エのうち法律案を提出する権限を持つものをすべて選び、記号で答えなさい。

ア 衆議院議員 イ 参議院議員 ウ 内閣 エ 最高裁判所裁判官

刑法230条1項は、「公然と事実を摘示^{*1}し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。」と規定し（名誉毀損罪）、また、令和4年改正前の刑法231条は、「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。」と規定していた（侮辱罪）。

名誉毀損罪は、人の外部的名誉（社会が個人に対して与える評価）を、公然と事実を摘示して毀損した場合に成立する。「公然と」とは、不特定または多数が知りうる状態をいう。摘示される事実は、人の社会的評価を害するに足るものであることを要する。また、条文中「その事実の有無にかかわらず」とされるように、摘示された事実が虚偽の場合のみならず、真実であっても同罪が成立する。

侮辱罪は、事実を摘示せずに人の社会的評価を害することをいう。侮辱罪の法定刑が軽い理由は、事実の摘示を伴わないため、名誉毀損罪と比較して社会的評価に対する侵害性が低いからであるとされる。

上述のように、名誉毀損罪も侮辱罪も各構成要件^{*2}が予定する行為が「公然と」行われることを要求する。このため、SNS上で、不特定または多数が閲覧しうる状態で、人の社会的評価を害する投稿を行えば、名誉毀損罪や侮辱罪が成立しうる。

*1 要点をかいつまんで示したり、あばいたりすること

*2 犯罪として成立するための要件

問3 上記の内容に照らした場合、「SNS上のダイレクトメッセージ（特定の相手のみに送信するメッセージ）を通じて中傷文言を送り付ける行為」のように、「不特定の者も多数の者も閲覧しえない状態で行われる誹謗中傷」は刑法上どのように扱われることになるか、正しいものを次のア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

ア 名誉毀損罪および侮辱罪のどちらでも処罰されることはない。

イ 名誉毀損罪によって処罰されうる。

ウ 侮辱罪によって処罰されうる。

エ 名誉毀損罪および侮辱罪の両方によって処罰されうる。

前述のように名誉毀損罪は、真実を摘示した場合にも成立する。もっとも、このように事実の摘示を幅広く処罰するのでは、（ B ）が十分に保護されるとはいえないため、②戦後の憲法改正を受け、昭和22年に刑法230条の2が新設された。

同条1項は、①摘示された事実が「公共の利害に関する」ものであって（事実の公共性）、②摘示行為の目的が「専ら公益を^{もつぱ}図ることにあった」場合に（目的の公益性）、③「真実であることの証明があったとき」（真実性の証明）に、「これを罰しない」と規定し、真実を摘示した場合の一部を不可罰とする。

問4 空欄（ B ）に入る人権として最も適当なものを、次のア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

ア 思想の自由 イ 信教の自由 ウ 表現の自由 エ 学問の自由

問5 問4で答えた人権について述べた記述として正しいものを、次のア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

ア 国家から何かを強制されたり制約を受けたりしないことを内容とする自由権とよばれる人権の一つである。自由権の例としてはほかに財産権が挙げられる。

イ 国家から何かを強制されたり制約を受けたりしないことを内容とする自由権とよばれる人権の一つである。自由権の例としてはほかに生存権が挙げられる。

ウ 国家に対して積極的な関わりを求めることを内容とする自由権とよばれる人権の一つである。自由権の例としてはほかに財産権が挙げられる。

エ 国家に対して積極的な関わりを求めることを内容とする自由権とよばれる人権の一つである。自由権の例としてはほかに生存権が挙げられる。

問6 下線部②に関して、改正された憲法が公布されたのは昭和何年か答えなさい。なお、昭和元年は西暦1926年です。

閣法57号は、刑法を以下のように改正する法律案である。

【改正前】

（侮辱）

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

↓

【改正後】

（侮辱）

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、③1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（中略）

閣法57号は衆議院で与野党（自民・立民・維新・公明・国民の各党）が共同提出した修正案による修正を経て可決され、さらに参議院の審議を経て成立した。改正後の刑法231条は、令和4年7月7日より施行されている。

問7 日本国憲法第13条は「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、」「最大の尊重を必要とする。」と規定しており、また第29条は「財産権は、これを侵してはならない。」と規定しています。一方、下線部③に着目すると、「懲役」「禁錮」「拘留」とありますがこれは国家が国民の「自由」を奪うことであり、「罰金」「科料」とは国家が国民の「財産」を奪うことです。憲法が「自由」や「財産」を人権として保障しているにもかかわらず、なぜこのようなことが許されるのでしょうか。「公共の福祉」という言葉を使い、その意味を明らかにしつつ説明しなさい。

社会 解答用紙

※印らんには何も記入しないこと。

受験番号		氏名	

評点	※
----	---

1

問1		問2	
問3 A	問3 B		
問4 X		問4 Y	問4 Z
問5			

2

問1		問2		問3	
問4					
	20				
問5		問6			

3

問1		問2	
問3			

※		
1	2	
3A	3B	
4X	4Y	4Z
5		

1	2	3
4		
5	6	

1	2
3	

4

問1		問2	
問3		問4	問5
問6			
昭和 年			
問7			

1	2	
3	4	5
6		
7		